

第1回 あきた数学教育学会総会記録

日時 平成30年2月10日(土)
13:30~16:00
会場 秋田大学教育文化学部
3-150

第I部 記念講演

学会創立記念として、「秋田の教育の強みと今後に期待すること」の演題により千々布敏弥氏（国立教育政策研究所研究企画開発部総括研究官）からご講演頂いた。

第II部 設立総会

1. 報告

発起人の田仲誠祐より、学会設立の趣旨と準備経過について説明があり、確認した。

2. 協議

田仲誠祐が議長に選出され、以下の協議に入った。

(1) 規約

別紙資料に基づいて規約の提案があり、協議の結果、了承された。

(2) 事業計画

別紙資料に基づいて事業計画の提案があり、協議の結果、了承された。

(3) 会費・予算

別紙資料に基づいて会費・予算の提案があり、協議の結果、了承された。

(4) 役員選出

別紙資料に基づいて役員を選出があり、協議の結果、了承された。

(5) その他

第1回定例研究会の期日について、平成30年8月25日に行うことが提案され、協議の結果、了承された。

3. その他

あきた数学教育学会会則

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本会の名称を、あきた数学教育学会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局(所在地)を、秋田大学教育文化学部数学教育研究室(秋田市手形学園町1-1)に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会の設置目的は次のとおりである。

- (1) 秋田県の数学教育の発展に努め、数学文化の振興・創造に寄与する。
- (2) 教員の研修の輪を広げ、秋田の授業力と共同研究システムを継承・発展させる。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 研究・研修会の開催
- (2) 学会誌(PDF版)の発刊
- (3) 普及活動への協力
- (4) その他、情報公開等、学会の目的に合致し必要と認められる活動

第3章 会員及び会費

(本会の構成員)

第5条 本会を、次の会員で構成する。

- (1) 正会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入した個人とする。
- (2) 準会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入した学生(院生)とする。
- (3) 名誉会長は、本会の会長であった者のうちから、総会の議決により推戴する個人とする。
- (4) 名誉顧問は、代表理事の諮問に応じる者で、総会の議決により推戴した個人とする。
- (5) 名誉会員は、会長が推薦し、総会で承認された個人とする。
- (6) 賛助会員は、本会に協力を申し入れ、理事会がその入会を承認した教育研究団体とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会が定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、準会員になった時及び毎年、正会員、準会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 ただし、名誉会長、名誉顧問、名誉会員、賛助会員は会費の支払い義務を免除とする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総理事が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選出又は解任
- (2) 予算の承認
- (3) 規則の変更
- (4) 解散
- (5) その他、理事会からの提案事項

(開催)

第13条 総会は、毎年度8月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 総会は、会長が招集する。

(議長及び副議長)

第14条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたときは副会長が議長に当たる。

(決議)

第15条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、出席した会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 監事の解任
 - (2) 会則の変更
 - (3) 解散
 - (4) その他重要な事項
- 3 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について、書面により議決権を行使することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

第5章 運営組織及び役員

(運営組織)

第16条 本会に理事会を置く。

- 2 本会の事業を執行するために次の部を置く。
- (1) 事務局を置き、各部の調整、会計、庶務、(将来的に)HPの管理運営等を担当する。
 - (2) 研究部を置き、研究課題の明確化、共同研究の推進等、研究集会開催等を担当する。
 - (3) 編集部を置き、学会誌の作成、研究のブラッシュアップサポート、査読委員会の開催等を担当する。

(役員の設定)

第17条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 (代表理事を兼務する) 1名
 - (2) 副会長 (副代表理事を兼務する) 3名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 2名
- 2 各部に、次の役員を置く。
- (1) 部長 1名
 - (2) 幹事 2名

(役員を選任)

第18条 会長、副会長、及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 理事は会長が正会員の中から任命する。
- 3 各部局の部局長は、会長が副会長の中から任命する。
- 4 各部局の幹事長は、会長が正会員の中から任命する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成する。理事会は、本会の業務執行を決定する。

- 2 会長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。
- 3 各部局の部局長及び幹事は、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、業務及び予算の執行状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 21 条 役員任期は、3 年とする。再任は妨げない。

2 名誉会長、名誉顧問、名誉会員は永年職とする。

(役員解任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

第 6 章 会 計

(事業年度)

第 23 条 この法人の事業年度は、毎年、総会の会日に始まり、翌年の総会の会日の前日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 24 条 本会の事業計画書、収支予算書については、総務部長が作成し総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第 25 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、総務部長が書類を作成し、監事の監査を受けた上で、総会に提出し承認を受けなければならない。

第 7 章 変更及び解散

(会則の変更)

第 26 条 会則は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 27 条 本会は、総会の決議により解散する。

(附則) 秋田算数・数学教育研究集会は 2017 年度をもって閉会し、同会会計残金は本会に引き継ぐ。

(附則) 本会の会員は、2018 年度より新たに募集する。

(附則) この会則は、2018 年 4 月 1 日より実施する。

(附則) この会則は、2019 年 8 月 17 日から施行し、2019 年 4 月 1 日から適用する。

あきた数学教育学会会費規定

(目的)

第1条 この規定は、あきた数学教育学会（以下、「本会」という）の会則第7条の規定に基づき、本会の正会員，准会員の会費に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条 本会の会費は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、当年度分の会費は12月末までに納めなければならない。

- (1) 正会員 2,000円
- (2) 准会員 1,000円

(納入)

第3条 前条に規定する会費は、本会事務局が指定する方法で当該当年度内に1年分を一括納入するものとする。

(退会)

第4条 本会の会則第8条の規定に基づき、自由に退会できるが、3年以上会費が未納であった場合、会費の催促を行う。催促を通知してから30日以内に未納金の支払いが無い場合は退会扱いとする。

(規程の変更)

第5条 規程の変更は、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この会則は、2018年4月1日より実施する。

あきた数学教育学会投稿規定

(目的)

第1条 この規定は、あきた数学教育学会（以下、「本会」という）の会則第4条(2)の規定に基づき、学会誌への投稿に関して必要な事項を定める。

(投稿資格)

第2条 投稿論文の著者（連名の場合は筆頭著者、以下、「投稿者」という）は、本会の個人会員とする。

(投稿論文)

第3条 投稿論文は、秋田県の数学教育の発展に努め、数学文化の振興・創造に寄与するもの、または教員の研修の輪を広げ、秋田の授業力と共同研究システムを継承・発展させるものであって、日本語で書かれた独創性のあり、本会研究会で発表したものを主内容とする論文とする。

- 2 同一号へのファースト・オーサーとしての投稿は、一編とする。
- 3 二重投稿などの不正行為を禁止する。

(論文の作成)

第4条 論文の作成については、「投稿論文フォーマット」の書式に従う。投稿論文の長さは、6頁以上10頁以下とする。

(論文の投稿)

第5条 論文のファイルは、著者名の入ったものと入っていないものの2種を作成し、それぞれをpdf形式にして、事務局にメールで提出する。提出期限は、毎年2月末とする。

(査読・採否・連絡)

第6条 投稿論文については、編集部が決定する査読者が査読を行い、編集部会議において採否を決定する。

- 2 事務局が、採否の結果を投稿者に連絡します。
- 3 修正稿の再投稿を認める。

(著作権)

第7条 論文の著作権は、著者に帰属する。

(公開)

第8条 採用が決定した論文は、学会誌に掲載するとともに、秋田大学学術情報リポジトリにおいて公開する。

- 2 公開を希望しない場合は、投稿時に、事務局に申し出る。

(附則) この投稿規定は、2018年4月1日より実施する。

(附則) この投稿規定は、2019年8月17日から施行し、2019年8月17日から適用する。

あきた数学教育学会

名誉会長・名誉会員

名誉会長	湊 三郎	秋田大学名誉教授
名誉会長	杜 威	秋田大学教育文化学部教授
名誉会員	佐々木 久	元秋田県教育庁教育次長

役員名簿

(任期3年：2018年4月1日～2021年3月31日)

会長	田仲 誠祐	秋田大学大学院教育学研究科教授
副会長 兼 事務局長	佐藤 学	秋田大学教育文化学部教授
副会長 兼 研究部長	濱田 眞	元秋田市立築山小学校長
副会長 兼 編集部長	伊藤 成年	秋田大学高大接続センター教授
幹事 (事務局)	椎名 美穂子	秋田県総合教育センター指導主事
幹事 (事務局)	阿部 文勇	秋田大学附属中学校教諭
幹事 (研究部)	大友 正純	秋田市立勝平中学校教諭
幹事 (研究部)	岩見 進	秋田県立秋田高等学校教諭
幹事 (編集部)	小松田 哲也	秋田県総合教育センター指導主事
幹事 (編集部)	泉 一也	秋田市立御野場中学校教諭
監事	本間 光幸	由利本荘市立大内小学校長
監事	根本 光泰	大館市立桂城小学校長